令和4年12月東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の 用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第168号) が公布され、新たに5物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

〇追加指定薬物: 5物質(別紙参照)

〇公布日:令和4年12月16日

〇施行日:令和4年12月26日(公布日から起算して10日を経過した日)

〇注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省が発給した た医薬品等輸入確認証又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

指定薬物の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、 国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の 治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められま せん。

> 【お問合せ】東京税関業務部通関総括第2部門 (電話:03-3599-6338)

1	物質名	<i>N</i> -(1-Amino-1-oxo-3-phenylpropan-2-yl)-1-butyl-1 <i>H</i> -indazole-3-carboxamide
	物質名訳	N─ (1−アミノ−1−オキソ−3−フェニルプロパン−2−イル) −1−ブチル−1 H−インダゾール−3−カルボキサミド
	通称等	APP-BINACA、APP-BUTINACA
	構造式	
2	物質名	<i>N</i> -(1-Amino-3,3-dimethyl-1-oxobutan-2-yl)-1-hexyl-1 <i>H</i> -indazole-3-carboxamide
	物質名訳	<i>N</i> −(1−アミノ−3, 3−ジメチル−1−オキソブタン−2−イル)− 1−ヘキシル−1 <i>H</i> −インダゾール−3−カルボキサミド
	通称等	ADB-HEXINACA、ADB-HINACA
	構造式	H_2N N N N N N N N N N

3	物質名	2-(Isopropylamino)-2-(3-methoxyphenyl)cyclohexanone
	物質名訳	2 - (イソプロピルアミノ) - 2 - (3 - メトキシフェニル)シクロ ヘキサノン
	通称等	Methoxisopropamine、MXiPr
	構造式	O HN
4	物質名	1-(2-Diethylamino)ethyl-2-(4-ethoxybenzyl)benzimidazole
	物質名訳	1-(2-ジエチルアミノ) エチル-2-(4-エトキシベンジル) ベンズイミダゾール
	通称等	Etazene、 Etodesnitazene
	構造式	

5	物質名	N-Methyl-1-(5-methylthiophen-2-yl)propan-2-amine
	物質名訳	N-メチル-1- (5-メチルチオフェン-2-イル) プロパン-2 -アミン
	通称等	Mephedrene、5-MMPA
	構造式	SI